

介護保険サービスにおける人員、設備及び運営等の 基準に関する条例が制定されました。

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、これまで厚生労働省令で定められていた介護保険サービスの運営基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

これにより、久留米市では、条例制定を進めてきたところではありますが、平成24年第4回市議会定例会（12月市議会）において条例案が可決され、平成24年12月14日に条例が公布されましたので、その内容についてお知らせします。

【制定された条例】

- ・久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- ・久留米市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- ・久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- ・久留米市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
- ・久留米市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
- ・久留米市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- ・久留米市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

2 独自基準

次の項目について、現行の厚生労働省令と異なる独自基準を定めています。

① 暴力団の排除

市民の安全・安心の確保を図るため、久留米市暴力団排除条例に基づき、暴力団排除に関する規定を追加します。

② 人権の尊重

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等の必要な措置を講ずるよう努めることを一般原則に追加します。

③ 非常災害対策

非常災害対策として、具体的な災害の種類（火災、風水害、地震その他の非常災害）を明記し、それぞれの災害を想定した対応計画を作成することとします。

④ サービス提供の記録の保存期間

サービス計画及びサービスの提供の記録の保存期間をサービス費の支給の日から5年間とします。

⑤ 介護老人福祉施設の居室定員

介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）の居室の定員について、市長が特に認める場合は4人以下とすることができるとの規定を追加します。

3 施行日

これらの条例は、平成25年4月1日から施行されます。
(条例の内容は、平成25年4月1日から効力を発します。)

4 その他

集団指導において、今回制定された条例の説明を行う予定です。事業者の皆様におかれましては、集団指導へご参加くださいますようお願いいたします。

5 問い合わせ先

久留米市 健康福祉部 介護保険課

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

TEL：0942-30-9036/FAX：0942-36-6845

メール：kaigo@city.kurume.fukuoka.jp